



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ 暗号資産に関する税務

ビットコインに代表される仮想通貨は令和2年5月に施行された資金決済法の改正により、暗号資産と呼称されるようになりました。今回は暗号資産に関する税務について個人と法人に分けてご紹介いたします。

#### 1. 暗号資産

##### (1) 暗号資産とは

日本銀行のホームページによれば、暗号資産とはインターネット上でやり取りできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において次の性質をもつものと定義されています。

- ・不特定の者に、代金の支払い等に使用でき、かつ、日本円や米国ドルなどの法定通貨と相互に交換できる
- ・電子的に記録され、移転できる
- ・法定通貨またはプリペイドカードなどの法定通貨建ての資産ではない

暗号資産は、金融庁等の登録を受けた暗号資産交換業者が運営する交換所や取引所で入手・換金することができます。

##### (2) 電子マネーとの違い

暗号資産は、実体が存在しない電子的なものであるため、いわゆる電子マネーの一種と勘違いされることがあります。しかし、電子マネーは決済手段である法定通貨が電子化されたものであり、これを換金することができないことから暗号資産は電子マネーとは全く異なるものであるといえます。

#### 2. 個人の税務

##### (1) 課税時期

暗号資産を購入したり、保有している暗号資産の価値が上がったりしただけでは所得税は課税されません。課税が行われる主なタイミングは以下のようになります。

- ① 暗号資産を売却して利益が発生した時
- ② 含み益が発生している暗号資産で決済した時
- ③ 含み益が発生している暗号資産で他の暗号資産を購入した時
- ④ マイニング、ステーキング、レンディングなどの方法で暗号資産を取得した場合

##### (2) 確定申告

例えばサラリーマンは暗号資産の売却等により得た総収入額から必要経費をマイナスした所得金額が20万円を超えるなどの場合は確定申告が必要となります。なお暗号資産の所得金額を計算する際に必要経費になるものとして、取得費用や取引に係った手数料や取引に係るインターネットの通信費などが考えられます。

##### (3) 利益と損失の相殺

暗号資産の売却による収入は原則として雑所得として取り扱われます。複数の暗号資産を売却し、個別に利益と損失が生じた場合、それらを相殺することができます。暗号資産の売却による利益から引ききれなかった損失は、他の雑所得から控除することができます。それでも引くことができなかった損失の額は切り捨てとなります。

#### 3. 法人の税務

##### (1) 課税時期

個人と同様に上記2(1)の①～④に係る契約をした日の属する事業年度において、益金(利益)の額または損金(費用)の額に算入されます。

##### (2) 期末時価評価

法人が事業年度終了時に保有する暗号資産のうち、活発な市場が存在する暗号資産(以下、市場暗号資産といいます)については時価法により評価した金額と帳簿価額の差額をその事業年度の益金の額または損金の額に算入する必要があります。この評価損益は翌事業年度で洗替処理をすることになります。

なお、令和6年度の税制改正大綱で評価方法の見直しが検討されています。法人が所有する市場暗号資産のうち、他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていることなど、譲渡についての制限やその他の条件が付されている暗号資産の期末評価方法については原価法と時価法の選択適用が認められることになる予定です。